

## 第13号議案

### 令和3年度京都府水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度京都府水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 給水市町      | 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町及び精華町 |
| (2) 年間総給水量    | 37,960,000立方メートル                              |
| (3) 一日平均給水量   | 104,000立方メートル                                 |
| (4) 主要な建設改良事業 |   |
| 府営水道管路更新事業    | 送水管路 一式                                       |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	5,596,696千円
第1項	営業収益	5,234,070千円
第2項	営業外収益	362,626千円
支 出		
第1款	水道事業費用	4,887,346千円
第1項	営業費用	4,534,807千円

第 2 項	営 業 外 費 用	351,538千円
第 3 項	特 別 損 失	1千円
第 4 項	予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,389,260千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 288,879千円、過年度分損益勘定留保資金 2,043,366千円及び当年度分損益勘定留保資金 57,015千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	3,269,686千円
第 1 項	企 業 債	2,343,000千円
第 2 項	出 資 金	585,245千円
第 3 項	補 助 金	341,440千円
第 4 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	5,658,946千円
第 1 項	建 設 改 良 費	3,798,910千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,859,036千円
第 3 項	予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
原 水、浄 水 及 び 送 水 費	令和3年度から令和4年度まで	153,000 <small>千円</small>
令 和 3 年 度 府 営 水 道 施 設 改 良 事 業 費	令和3年度から令和4年度まで	2,524,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため。
- 限 度 額 2,343,000千円
- 起 債 の 方 法 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
- 利 率 年10.0%以内
- 償 還 の 方 法 (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。  
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。  
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。

職員給与費

473,864千円

(他会計からの補助金)

第10条 割賦負担金利息の一部及び府営水道受水市町水道事業経営健全化事業に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,293千円と定める。

令和3年2月12日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊